

国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (定義) 第2条 (略) 2 この規程において「教員」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 就業規則第4条第1項第1号に規定する教育職員のうち、原則として国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程第2条第1項第1号に規定する年俸制給与の適用を受ける者 (2) 特定有期雇用就業規則第4条第1項第1号に規定する特任教員 <u>(新設)</u> 3 (略)</p>	<p>本則 (定義) 第2条 (略) 2 この規程において「教員」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)・(2) (略) <u>(3) その他学長が特に必要と認めた者</u> 3 (略)</p>	

附 則 (令和元年11月25日教規程第25号)
 この規程は、令和元年11月25日から施行する。